

## 第8回石狩地域海岸漂着物対策推進協議会の開催概要について

- 1 日 時 平成30年5月23日（水）午後3時20分から午後4時頃まで
- 2 場 所 石狩振興局大会議室（道庁別館5階）
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

### 4 内 容

#### （1）挨拶：座長（石動くらし・子育て担当部長）

##### 【要旨】

海岸漂着物処理推進法が平成21年に公布されてから9年が経ち、道では、平成28年3月に「北海道海岸漂着物対策推進計画」の2次計画を策定し、1次計画の取り組みを踏まえた新たな計画について、平成32年度を次の区切りとして実施している。

昨年、一昨年には台風等の大雨による流木の漂着が道内各地で発生しており、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で、これらの流木の回収・処理・発生抑制対策がますます重要である。

石狩海岸の美しい景観や豊かな自然を未来に残すためにも、全道及び石狩海岸における海岸漂着物の回収・処理状況等について情報共有を図りたいので、よろしく願います。

#### （2）議事

議事1 資料1-1に基づき事務局から説明を行った。

議事2 資料2-1及び2-2に基づき事務局から説明を行った。

議事3 資料3-1及び3-2に基づき各担当部署から説明があった。

なお、資料3-1に記載されていない構成機関の説明要旨は以下のとおり。

国土交通省北海道開発局 札幌開発建設部札幌河川事務所	石狩川の管理している区間の河川巡視を実施し、廃棄物を発見した場合に処理を行っており、石狩川河口に不法投棄が随所に見られることから、発見した場合は速やかに撤去している。
石狩湾漁業協同組合	別添の写真（当日配布）は、厚田港の沖合に100m～200mの流木が筋状で推移している写真、流木等が多く漂着し組合に通報があった際の写真、操業船で回収した流木の写真である。 流木が定置網に引っかかると操業できないため、操業船にチェーンソーをつんで、網から外し、港まで持ち帰っており、その処分に困っている状況。本年5月中旬現在、石狩川の雪解け等の影響により浜益沖等において、例年に比べて流木の数が多くなっている。

議事4 資料4-1及び4-2に基づき事務局から説明を行った。

議事5 資料5に基づき事務局から本協議会のあり方について提案し、引き続き関係機関との連携、情報交換が不可欠であることから、本協議会の存続が承認された。

### 5 質 疑 別紙のとおり。

別紙

※ 【石】＝石狩市環境市民部ごみ・リサイクル課、【漁】＝石狩湾漁業協同組合、【維】＝空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課、【河】＝国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所、【水】＝石狩振興局産業振興部水産課、【座】＝座長（石狩振興局保健環境部くらし・子育て担当部長）、【事】＝石狩地域海岸漂着物対策推進協議会事務局

議事	質問等	回答等
2	流木の利用推進対策で使用する流木は河川で発生したものか。海で発生したものか。【漁】	主に河川から発生したものである。海で発生したものについては、管理者が海岸等に仮置きし、塩分を流した流木を想定している。【事】
3	石狩市から海岸漂着物に漁網が含まれるという報告が昨年と今年もあったが、どのような状態の漁網か。【漁】	砂に埋もれてしまっているなど様々な状態である。【石】
	ロープと網が一緒の状態か。網のみか。漁業から出たものであれば、漁組で処理する。【漁】	ほとんどロープと一緒にことが多い。漁網は破碎するのが難しく、処理業者に委託すると単価が高く苦勞している。処理することを主に考えていたが、今後は漁網の写真を撮影しておくことにする。【石】
4	資料4-2の海ごみ・ポイ捨て防止大会は道の主催か。【座】	そのとおり。【事】
	北朝鮮籍とみられる漂着船が漂着した場合の補助について、北朝鮮籍とみられる漂着船は海上保安庁で撤去を行うのか。それとも漂着した地元が処理し、その費用が補助されるのか。【漁】	北朝鮮籍とみられる漂着船の処理費用に対して国が負担する。海上保安庁では撤去は行わないものと思われる。【事】
	北朝鮮籍とみられる漂着船が漂着した場合は各管理者で処分するということか。【河】	海上保安庁が、漂着船が北朝鮮籍とみられる漂着船かどうか検証を行い、漂着した海岸管理者に返却する。管理海岸でない場合は漂着した市町村で処分する。海上保安庁では撤去しない。【水】
		北朝鮮籍とみられる漂着船が各管理海岸に漂着したら各管理者が処理する。通常の海岸漂着物等の処理に係る補助率と比較して、北朝鮮籍とみられる漂着船の処理に係る補助率が上がる。【維】